

競技規定

第1章 競技規定

第1条

- 1 本法人の競技規定を次の通り定める。
- 2 本法人の都県連盟は本規定に準じて、その地域の実情に即応した「都県連盟競技規定」を定めることができる。

第2条 本法人で開催される公式選手権及び競技会の種別と、その内容は次の通りと定める。

競技 名称	プロ アマ	種目 内容	競技種目	競技内容
J B D Fプロフェッショナル ダンス選手権	プロ	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本アマチュア ダンス選手権	アマ	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
日本インターナショナル ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本選抜ダンス 選手権	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
10ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	10種目総 合	大会要項に明記
ジャパントロフィー	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
全日本セグエ選手権	プロ	S=3種目以上メドレー L=3種目以上メドレー		大会要項に明記
全国国民ダンス選手権	共通	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目総合 4種目総合	
東部日本選手権	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
全関東選手権	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンスグランプリ	プロ	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	大会要項に明記
東京ダンス選手権	プロ アマ	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
ムーアカップダンス選手権 スタンダード・ラテン	プロ	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目単科 4種目単科	大会要項有り
NATD杯 スタンダード・ラテン	プロ	S=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	大会要項有り

B級 競技会	共通	S=W.T.F.Q.V w L=C.S.R.P.J	5種目総合 5種目総合	
C級 競技会	共通	S=W.T.F.Q L=C.S.R.P	4種目総合 4種目総合	最終予選前までは3種目、最終予選より4種目
D級 競技会	共通	S=W.T.又はF.Q L=C.S.又はR.P	2種目総合 2種目総合	
E級 競技会	アマ	S=T.F L=C.P	2種目総合 2種目総合	ボールルームダンス テクニク全て
F級 競技会	アマ	S=W.Q L=S.R	2種目総合 2種目総合	
ライジングスター	プロ	S=シラバスに明記 L=シラバスに明記	2種目総合 2種目総合	大会要項に明記
ノービス級 競技会	プロ	S=W.Q.又はT.F L=S.R.又はC.P	2種目総合 2種目総合	ボールルームダンス テクニク全て
ノービス級 競技会	アマ	S=W.T L=C.R	2種目総合 2種目総合	ボールルームダンス テクニク全て
ジュブナイル競技会	アマ	S= L=		大会要項及び年度、 前期後期競技日程表 に明記
ジュニア競技会	アマ	S= L=		
ユース競技会	アマ	S= L=		
全日本シニア選手権	アマ	S= L=		
シニア選手権	アマ	S= L=		前期後期競技日程表 に明記
シニア B級競技会	アマ	S= L=		
シニア C級競技会	アマ	S= L=		
シニア D級競技会	アマ	S= L=		
シニアノービス級 競技会	アマ	S= L=		ボールルームダンス テクニク全て

全日本グランド・シニア 選手権	アマ	S = L =		前期後期競技日程表 に明記
グランド・シニア選手権	アマ	S = L =		
グランド・シニア B級 競技会	アマ	S = L =		
グランド・シニア C級 競技会	アマ	S = L =		
グランド・シニア D級 競技会	アマ	S = L =		
グランド・シニア ノービス級 競技会	アマ	S = L =		ボールルームダンス テクニック全て
スーパーシニア競技会	アマ	S=W.又はT		大会要項に明記

第3条 選手権及び競技会の出場資格を、次の通り定める。

競技会名称	出場資格
J B D F 選手権	大会要項で定める出場規定による。
全日本アマチュアダンス選手権	
日本インターナショナル選手権	
全日本選抜選手権	
全日本セグエ選手権	
全日本10ダンス選手権	
ジャパントロフィー	
全国国民ダンス選手権	
東京ダンスグランプリ	
東部日本選手権	プロ登録選手とアマチュアA～D級の登録選手
全関東選手権	プロ登録選手とアマチュアA～D級の登録選手
東京ダンス選手権	アマチュアA～D級の登録選手
ムーアカップスタンダード選手権	プロA.B.C級の登録選手
ムーアカップラテン選手権	プロA.B.C級の登録選手
N A T D 杯	プロC級の登録選手
B級競技会	プロ・アマ共B.C.D級の登録選手
C級競技会	プロ・アマ共C.D級の登録選手
D級競技会	プロD級の登録選手とアマD.E級の登録選手
E級競技会	アマE.F級の登録選手

F級競技会	アマF級の登録選手
ノービス級競技会	未登録選手
ジュブナイル競技会 ジュニア競技会 ユース 競技会 スーパーシニア競技会	選手規定、第9条と第28条の規定による。
全日本シニア選手権	シニア登録選手、及び大会要項出場規定による。
シニア選手権	シニア登録選手、及び大会要項出場規定による。
シニアB級競技会	シニアB.C.D級の登録選手
シニアC級競技会	シニアC.D級の登録選手
シニアD級競技会	シニアD級の登録選手、及び未登録選手
シニアノービス級競技会	男女共35才以上のアマチュア未登録選手。 但し、シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域加盟団体の登録選手を除く。
全日本グランド・シニア選手権	グランド・シニア登録選手、及び大会要項出場規定による
グランド・シニア選手権	グランド・シニア登録選手、及び大会要項出場規定による
グランド・シニアB級競技会	グランド・シニアB.C.D級の登録選手
グランド・シニアC級競技会	グランド・シニアC.D級の登録選手
グランド・シニアD級競技会	グランド・シニアD級の登録選手、及び未登録選手
グランド・シニアノービス級競技会	満55才以上のアマチュア男子(女子の年齢は問わず)の新人選手全員。但し、グランド・シニアD級にスライド登録する資格を得ている選手と他広域加盟団体の登録選手を除く。

- 1 原則として、オープン制とするが、出場資格は級限定とする。
- 2 海外及び未登録選手の出場については、本法人が出場を認めた場合は出場することができる。但し、当該選手の競技歴並びに技量により制約することがある。

第4条 出場規定 選手の出場規定を、次のように定める。

- 1 登録選手は、その年度内に於ける自己級競技会には必ず出場する義務が課せられる。
- 2 競技会及び選手権に出場する選手は、特別の指定がある場合を除き、開催日の2週間前までに、所定の申込用紙を提出しなければ出場することができないが、本法人が認めた場合には出場することができる。
- 3 J B D F 及び他広域加盟団体以外で開催される全ての選手権及び競技会に出場を希望するときは、予め文書により本法人会長に届け出て許可を得なければ出場することはできない。

- 4 欠場届及び出場取消。
- (1) 自己級の競技会に出場できない選手は、その理由を記した欠場届を本法人宛に提出しなければならない。
- (2) 出場申込後、出場不可能となった場合は、直ちに主催者に届出の上、理由を記した欠場届に出場料を添えて提出しなければならない。
- 5 遅延エントリーについて。
エントリーは競技会主催者の定める締切日の消印があるものまでを有効とし、それ以降を遅延時エントリーとする。
遅延手数料は出場料と同額となり、仕分け日前日までに事務局に持参の場合のみ受け付ける。
- 6 アマE F級の選手について。
アマチュアE F級の選手が上位級の競技会に出場する際、当日同会場で自己級の競技会が開催される場合は必ず自己級の競技会にも出場しなければならない。
- 7 本法人が主催する競技会及び選手権の出場料は、下記によるものとする。
- (1) 選手権(特に大会要綱で定められた選手権を除き、下記の通りとする)
- | | |
|----------------|--------|
| プロ(団体所属) | 5,000円 |
| (無所属) | 6,000円 |
| アマ(団体所属、学連を含む) | 6,000円 |
| (無所属) | 7,000円 |
- (2) B. C. D級競技会
- | | |
|----------|--------|
| プロ(団体所属) | 4,000円 |
| (無所属) | 5,000円 |
- (3) アマB. C. D. E. F級競技会
- | | |
|----------------|--------|
| アマ(団体所属、学連を含む) | 5,000円 |
| (無所属) | 6,000円 |
- (4) シニア・グランドシニア、B. C. D級競技会
- | | |
|--------|--------|
| アマ(全員) | 4,000円 |
|--------|--------|
- (5) ノービス競技会
- | | |
|--------|--------|
| プロ(全員) | 6,000円 |
| アマ(全員) | 6,000円 |
- (6)
- | | |
|------------|--------|
| ジュニア(全員) | 2,000円 |
| ジュブナイル(全員) | 2,000円 |

第5条 選手の登録義務

- 1 本法人の各種競技会に出場するプロフェッショナル選手は、東部日本ボールルームダンス連盟プロフェッショナル選手会を通じ本法人に登録しなければならない。アマ選手は都県連盟を通じ本法人に登録しなければならない。但しノービス競技会はその限りではない。
- 2 二重登録 … 本法人に登録した選手は他の組織に登録することはできない。但し本法人が認めた場合はその限りではない。
- 3 新規登録 … 規定による即日昇級又は一旦資格を失った選手が再び資格を得た時の登録。
- 4 継続登録 … 既に登録されている選手が、その登録年度から次年度に、その資格を継続する登録。継続登録の時期は毎競技年度終了後、1ヶ月以内とする。
◎ 競技年度とは、毎年1月1日から12月31日迄とする。
- 5 スライド登録 アマ登録選手は、シニア・グランドシニアの年齢に満たされればスライド登録できる。
 - (1) シニア登録選手はグランド・シニアの年齢に満たされればスライド登録できるが、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
 - (2) グランド・シニアの登録選手はシニア、アマ登録選手へのスライド登録はできない。
- 6 スライド登録は都県連盟にて行い、都県連盟より本法人に届出を提出する。
- 7 スタンダード、ラテン両セクションに登録資格を有している者は、スタンダード、ラテンそれぞれに登録するものとする。
但し、登録番号は同一番号とする。
- 8 アマ選手が、シニア、グランド・シニアに重複して登録しても登録番号は同一番号とする。シニア選手・グランドシニア選手も同じである。
- 9 スライド再登録（都県連盟管轄）の場合は再登録手数料6,000円を必要とする。

第6条 登録資格の抹消。次に該当する選手は、その登録資格を抹消される。

- (1) プロD級＝自己級に4回出場しなかった時。
- (2) アマF級＝自己級及び上位級に2回出場しなかった時。
- (3) シニアD級＝自己級及び上位級に2回出場しなかった時。
- (4) グランド・シニアD級＝自己級及び上位級に2回出場しなかった時。

第7条 登録料

- (1) 新規登録（1セッション） 2,000円
- (2) 継続登録（1セッション） 1,000円
- (3) 移籍及び転向による登録は新規登録と同じ扱いとする。
- (4) 登録期間を過ぎての登録は、登録料を倍額とする。

第8条 登録証再発行規定

- (1) 選手登録証を下記の理由で再発行する場合は、書面をもって本法人に再発行手続きをとる。
- (2) 紛失した場合。（再発行手数料が必要）
リーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証がある場合、ある方の登録証を回収するため、申請時に添付する。
再発行後、選手登録証が見つかった場合、速やかに本法人事務局に送付する。
- (3) 選手登録証の記載内容に変更が生じた場合。
リーダー、パートナーどちらの選手登録証も回収するため、申請時に添付する。
(2)はどの理由があってもリーダー、パートナーどちらか一方の選手登録証が回収できない状況の場合は、再発行の手数料が掛かる。
- (4) 再発行 手数料 1,000円
- (5) 選手登録証の複数所有、貸し出し、譲渡する事はできない。

第9条 服装規定

(1) プロ選手(全競技会)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(2) アマ選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(3) アマ選手(B～F級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(4) アマ選手(N級)	スタンダード	平服	ラテン	平服
(5) ジュブナイル	スタンダード	指定	ラテン	指定
(6) ジュニア	スタンダード	自由	ラテン	自由
(7) シニア選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(8) シニア選手(B～N級)	スタンダード	自由	ラテン	自由
(9) グランド・シニア選手(選手権)	スタンダード	礼服	ラテン	自由
(10) グランド・シニア選手(B～N級)	スタンダード	自由	ラテン	自由

第10条 アマチュア、ノービス級の服装規定

スタンダード (男子) 上着、ブラックタイ(蝶タイ)又はネクタイ、着用のこと。
学生服も可。

ベスト、ワイシャツ(白)も可。

(平成27年3月26日より変更)

(女子) 飾りの無いものが好ましい。

織り柄などの模様は可。

ダイヤспан、спанコール等の飾りは不可

ラテン (男子) 上着着用。学生服も可。

ベスト、ブラウスだけでも可。

(女子) 飾りの無いものが好ましい。

織り柄などの模様は可。

ダイヤспан、спанコール等の飾りは不可。

第2章 昇降級規定

○競技会基本ルール

競技者本人が体調不良により棄権を申し出た場合、そのラウンドは残ったものとする。

棄権した選手が次のラウンドに残っていた場合は、通過したものと認める。

ただし、決勝において順位は付かないが、昇降級会議において、決勝棄権というかたちで決勝扱いとする。

第11条 選手のランキングは、1競技年度内の成績により、昇級又は降級を決定し、別表の規定により判定の困難な状態が生じた時には理事会の審議により決定する。

第12条 プロフェッショナル昇級規定を以下のように改定する。

級	摘要事項	昇級時期
A級 ↑ B級	(1) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で2回3位以上に入賞し、準決勝に1回入賞したとき。 (2) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で3回決勝(1～6位)に入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回入賞するか、もしくは準決勝に2回入賞したとき。 (3) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で2回決勝(1～6位)に入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回と準決勝に1回入賞したとき、もしくは準決勝に3回入賞したとき。	年度末
B級 ↑ C級	(1) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3位以上1回と決勝(1～6位)に1回入賞したとき。 (2) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で3回決勝(1～6位)に入賞したとき。 (3) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で決勝(1～6位)に1回入賞し、上位級で決勝(1～6位)に1回入賞するか、もしくは準決勝に2回入賞したとき。	年度末
C級 ↑ D級	(1) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で1位に入賞したとき。 ----- (2) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で6位以上に2回入賞したとき。 (3) スタンダード・ラテン共通、上級競技会で6位以上に入賞したとき。 (4) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に3回入賞した上で、その中の1回が6位以上のとき、もしくは準決勝に4回入賞したとき。 (5) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で準決勝以上に入賞した上で、上級競技会で準決勝以上に入賞したとき。	即日 年度末

第13条 アマチュア昇級規定

級	摘要事項	
A級 ↑ B級	(1) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で前期・後期共に6位以上に入賞したとき。 (2) スタンダード・ラテン共通、B級競技会で前期・後期いずれかで6位以上に入賞した上で、選手権で決勝に入賞したとき、もしくは準決勝に2回以上入賞したとき。	年度末

B級 ↑ C級	(1) スタンダード・ラテン共通、C級競技会で6位以上に入賞したとき、もしくは2回以上準決勝に入賞したとき。 (2) スタンダード・ラテン共通、上級競技会で準決勝以上に入賞したとき。	年度末
C級 ↑ D級	(1) スタンダード、D級競技会もしくは上級競技会で6位以上に入賞したとき。 (2) スタンダード、D級競技会で出場組数が251組を越える場合、準決勝に入賞したとき。 (2015年度後期～) (3) ラテン、D級競技会はノービスの昇級規定に順じ、上級競技会で6位以上に入賞したとき。 (2015年度後期～)	即日
	(4) スタンダード・ラテン共通、D級競技会で2回以上準決勝に入賞したとき。 (5) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の準決勝に入賞したとき。	年度末
D級 ↑ E級	(1) ノービス昇級規定に準じる。	即日
E級 ↑ F級	(1) ノービス昇級規定に準じる。	即日
特別昇級	(1) スタンダード・ラテン共通、C級以下の選手が自己級において昇級資格を取得した上で、上級競技会に出場し優秀な成績をおさめたときは理事会の審議により二階級以上させる場合がある。	年度末

第14条 ノービス、及びアマE、F昇級規定

出場組数	成績	昇級組数
3組 ～ 10組	1位 ～ 2位	2組
11組 ～ 20組	1位 ～ 3位	3組
21組 ～ 30組	1位 ～ 4位	4組
31組 ～ 40組	1位 ～ 5位	5組

4 1 組 ～ 5 0 組	1 位 ～ 6 位	6 組
5 1 組 ～ 6 0 組	1 位 ～ 7 位	7 組
6 1 組 ～ 7 0 組	1 位 ～ 8 位	8 組
7 1 組 ～ 8 0 組	1 位 ～ 9 位	9 組
8 1 組 ～ 9 0 組	1 位 ～ 1 0 位	1 0 組
9 1 組 ～ 1 0 0 組	1 位 ～ 1 1 位	1 1 組
1 0 1 組 ～ 2 4 0 組	1 位 ～ 準決勝	準決勝組
2 4 1 組 ～	1 位 ～ 準々決勝	準々決勝組

1 ノービス、及びアマE、F昇級は、出場組数が申込み時点で3組以上で成立する。

第15条 シニア競技会、グランド・シニア競技会のポイント昇級規定

D級以上の昇級に必要な得点は下記の通りとする。ノービス級はアマ規定に準じる。

各級共1競技年度自己クラスに1回以上出場し、昇級に必要な得点を獲得した選手が昇級する。

D級	→	C級	8ポイント
C級	→	B級	11ポイント
B級	→	A級	15ポイント

※ 出場組数に対する入賞選手の獲得点数。

(2015年度後期～)

出場組数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	準決勝
1-10	6	5	4	3	2	2	
11-20	7	6	5	4	3	2	
21-30	9	7	6	5	4	3	
31-40	11	9	7	6	5	4	1
41-60	13	11	9	7	6	5	3
61-80以上	15	13	11	9	7	6	4

自己級及び上級競技会での得点を合計して昇級が決定される。

全日本選手権の得点数は80組以上の得点とする。

※シニア、グランドシニア、ノービス級選手がシニア、グランドシニアD級競技会に出場した場合の昇級。

3～60組出場：6位入賞、61組以上出場：準決勝入賞

上記の規定は競技参加組数であり、申し込み組数ではない。

※シニア・グランドシニアD級競技会で即日昇級したノービス選手→ポイント付与なし
 但し、同日行なわれるノービス・D級（S・G S）共に出場しノービス競技会で昇級し
 D級競技会でポイント付与される成績を納めた場合は、ポイント付与となる。

第16条 降級規定

I = プロ降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) 別表参考 ※印 (原則として準決勝2回とする。) 東部日本ボールルームダンス連盟の選手権の準々決勝を設ける事によって準々決勝2回で準決勝と同等の扱いをする。	年度末
B級 ↓ C級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会の最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) 自己級競技会において、1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。 (2) 自己級競技会で2回以上一次予選を通過する成績をおさめられなかったとき。 (3) スタンダード・ラテン共通、上級競技会の一次予選を1回も通過する成績がおさめられなかったとき。	年度末
D級 抹消	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級競技会において年間を通じ4回出場しなかったとき。	年度末

注) 全日本選抜選手権は決勝、準決勝は単科競技なので総合成績でポイントは決まる。
 ムーアカップは単科で降級規定に係わっている^{かか}ので上位の成績をポイントとする。

A級 参考得点表

1	2
33点	32点

2の32点は最少維持ポイントです。

※別表降級規定

<p>(イ) 33、32得点者（引退者、降級者を除く）は3回（3競技年）を限度とし 3回目競技年度末を持って引退、又はB級降級、どちらかを選択する。 ※上記は昇降級会議において判定され理事会を經由し選手に通達される。 注、3回（競技年）は連続とは限らない。</p> <p>(ロ) 32得点に満たない場合は1競技年度で降級する。</p> <p>(ハ) A級選手は東部日本選手権・東京ダンスグランプリ・全関東選手権に一度も 出場していない場合は降級とする。（SA級は免除）</p>
--

別表

A級 ポイント表

	全日本選抜	日本インター	J B D F カップ 全日本	東京 D G	全国国民	ジャパント	東部日本	全関東	ムーア	全神奈川
決勝	35P	35P	35P	23P	17P	17P	19P	19P	19P	19P
準決勝	20P	20P	20P	20P						
準々決勝	17P	17P	17P	17P	×	8P	8P	8P	×	8P

II = アマチュア降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて1回も準決勝に入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会で1回も最終予選の成績がおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会で一次予選を1回も通過する成績をおさめられなかったとき。	年度末

D級 ↓ E級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級で一次予選を2回通過する成績をおさめられなかったとき。 (2) 自己級で一次予選を2回通過せず自己級出場回数が5回に達していなかったとき。	年度末
E級 ↓ F級	(1) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級及び上位競技会に1回も出場しなかったとき。	年度末
F級 ↓ 抹消	(1) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて自己級及び上位競技会に2回出場しなかったとき。	年度末

Ⅲ＝シニア、グランド・シニア降級規定

級	摘要事項	降級時期
A級 ↓ B級	(1) スタンダード・ラテン共通、年間を通じて1回も準決勝に入賞する成績がおさめられなかったとき。	年度末
B級 ↓ C級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位競技会に於いても1次予選を2回通過する成績がおさめられなかったとき。 (2) 決勝、準決勝、最終予選の成績を1回もおさめられなかったとき。	年度末
C級 ↓ D級	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位級競技会に於いて1回も1次予選を通過する成績がおさめられなかったとき。 (2) 自己級及び上位競技会を合わせ、2回出場していないとき。	年度末
D級 ↓ 抹消	(1) スタンダード・ラテン共通、自己級及び上位級競技会に於いて1回も1次予選を通過する成績がおさめられなかったとき。 (2) 自己級に2回以上出場していないとき。	年度末

第17条 昇降級補足事項

- 1 プロフェッショナル・アマチュア共、A級選手は1競技年度内で本法人主催の選手権、(東部日本ダンス選手権、東京ダンスグランプリ、東京ダンス選手権「アマチュア」、全関東ダンス選手権)の何れかの競技会に1度も出場していない場合、全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・J B D Fダンス選手権・全日本アマチュアダンス選手権の成績は除外するものとする。

- 2 全ての選手権及びB級競技会において、出場選手が96組を越えて、ラウンド数が6ラウンドとなった場合は、1予選・2予選・3予選(最終予選)・準々決勝・準決勝・決勝とする。(プロフェッショナル競技会のみ)
但しエントリー締め切り時点で96組を超えている場合は若干の欠場があっても進行予定表を制作する関係で上記の規定で進行する。
- 3 全日本選抜選手権・日本インターナショナル選手権・JBDFプロフェッショナル選手権・東京ダンスグランプリの準々決勝は他選手権の準決勝と同等の扱いとする。(プロフェッショナル競技会のみ)
- 4 公認競技会における競技中に生じた不測の事故傷害で競技出場が不可能となり公傷と認められた場合は、降級規定の適用を受けないものとする。
- 5 ジャパントロフィーは昇降級の適用を受ける競技会とする。
- 6 全国国民プロフェッショナル選手権、全国国民アマチュア選手権、神奈川選手権は降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 7 関東甲信越、東北選手権はプロフェッショナルB級降級規定の適用を受ける競技会とする。アマチュアはブロックアマチュア競技規定を適用する。
- 8 沖縄選手権はプロフェッショナルC級降級規定の適用を受ける競技会とする。アマチュアはブロックアマチュア競技規定を適用する。
- 9 NATD主催のムーアカップ、スタンダード選手権・ラテン選手権(共にA級単科競技会)は降級規定、NATD杯はC級の降級規定の適用を受ける競技会とする。
- 10 公認競技会の競技中不測の事故傷害で競技出場が不可能となり、公傷と認められた場合、アマチュア選手で海外出張が長い期間にわたる時、申請により適当と認められた場合、降級規定の適用を受けないものとする。

第18条 産休規定

- 1 本法人産休規定は、期間、申請方法、必要書類等、昇降級規定の例外規定としてこれを設け、以下は産休を受けたときの付随事項である。

- 2 産休を受けようとする選手は、産休申請書に母子手帳のコピーを添付し、本法人会長宛に申請しなければならない。
- 3 産休は母子手帳交付日より、1年間とする。
- 4 産休を受けた選手の昇降級は、2競技年度の中で正規の昇降級規定に準じて処理する事とする。
- 5 産休を受けた選手は、在籍年数に産休の1年間は加えないものとする。
- 6 産休を受けた場合でも、選手会を通じて登録をしなければならない。
- 7 万が一、流産した場合は、本法人会長宛に届出なければならない。この場合でも産休は継続される。
- 8 産休の間は、例え正規のパートナーでも出場できない。
出場しても昇降級の対象にはならない。
- 9 その他規定で判断できない場合は、本法人理事会で決定する事とする。

第19条 SA規程(スペシャルA級)

- 1 JBDFプロフェッショナルダンス選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権において3回以上優勝、又は、これに準じる成績を得、チャンピオンとして相応しい人格を有する者は、本法人の推薦と競技委員会の審議により【SA級】の称号が与えられる。
- 2 SA級の選手は、降級することが無い。
- 3 SA級の選手が、2競技年度、競技会に不出場、若しくはSA級選手として相応しくない言動や成績を続けたときは引退勧告され、これに応じないときは選手資格を抹消される。
- 4 1・2・3項は、プロ、アマ、スタンダード及びラテンに共通する。
- 5 プロ、SA級選手が現役を引退して本法人に入社しJBDF審査会に登録された後、本法人審査部に所属し直ちに審査することができる。

第3章 選手規定

第20条 移籍登録

- 1 他広域加盟団体の登録選手が、本法人に移籍登録を希望する時は、次の書類を用意し登録手続きをしなければならない。
 - (1) 旧所属総局長発行の移籍承認書及び在籍証明書。
 - (2) 移籍願書
 - (3) 本法人の登録用紙(必要事項を記入したもの)。
- 2 他広域加盟団体から本法人への移籍に伴う所属級の変動は、下記の通りとする。
 - (1) SA級及びJBDF選手権、日本インターナショナル選手権、全日本選抜選手権の準決勝に過去2年間以内に入賞しているA級選手及び最新全国ランキング48位までにランクされている選手は、旧所属広域加盟団体の級とする。
上記選手を除き原則として旧所属広域加盟団体での級から1階級降級するものとする。

第21条 アマチュアからプロフェッショナルへの転向

- 1 アマチュアからプロフェッショナルへの転向する時は、転向届けを提出し、選手登録をしなければならない。
- 2 アマチュアからプロフェッショナルへ転向した時の級の変動は、次の通りである。
 - (1) SA級は、A級に。
 - (2) A級は、C級に。 但し、全日本、日本インター、全日本選抜で転向時から遡って、2競技年度内に決勝に入賞している時は、B級に。
 - (3) B、C級は、D級にそれぞれ登録することができる。
 - (4) D級選手を含み以下選手は、ノービス級とする。
- 3 プロフェッショナルからアマチュアに転向する場合は次の通りである。
 - (1) アマチュア選手身分回復願い届けを提出しなければならない。
 - (2) 商業インストラクターの資格を返上し、A級選手は競技年度明けより1競技年度は出場できない。下位級は競技年度明けより出場可能とする。

第22条 技術団体間の移籍

- 1 現に所属している技術団体から、他の競技団体への移籍は、現所属団体の長と、新たに所属しようとする団体の長との合意がなければならない。

- 2 1項により合意が成立した時は、その合意書と移籍届を本法人会長に提出しなければならない。
- 3 1項により合意並びに合意書が提出できない時には、理由書を添付した移籍願いを本法人会長に提出し判定を受ける事ができる。

第23条 技術団体主催のノービス競技会

- 1 団体主催のノービス競技会の経費の負担は、下記の通りとする。
 - (1) 公認料 出場組数×100円
 - (2) コンピューター打ち込み料 出場組数×50円
 - (3) 機材運搬料 10,000円
 - (4) 本法人より会場までは、団体の責任で搬入する。

第24条 パートナー規程

- 1 アマチュア選手のパートナーは、アマチュア的女子に限る。
- 2 プロフェッショナル選手のパートナーは、限定されない。
- 3 プロフェッショナル選手のパートナーとして出場した女子は、アマチュア選手のパートナーとして出場することはできない。
但し、臨時パートナーとして、1競技年度1度の臨時パートナーの場合のみ、次年度よりアマチュア選手のパートナーとして出場することができる。
- 4 アマチュア現役選手のパートナーは、その登録年度中には、プロフェッショナル選手の臨時パートナーはできない。
- 5 アマチュア、プロフェッショナル共、SA級及びA級選手のパートナーは、下級の臨時パートナーとして競技に参加する事はできない。
- 6 B級以下のパートナーは、1階級下のパートナーとして出場する事ができる。
但し、出場申込書に臨時である事を明記することを要す。
- 7 パートナーシップを解消した場合でも、その年度内は5・6項を適用する。
- 8 パートナーとして再登録するときは、次年度にならなければ登録する事はできない。
但し、SA級のパートナーに限り理事会の審議を得なければならない。

- 9 同性同士のパートナーシップを組む事はできない。

第25条 アマチュア選手規程

- 1 教師資格を保持している者及びプロフェッショナルである事を声明した者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 2 ダンスを踊ったり指導したりすることで必要経費以上の報酬や出演料を得ている者は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 3 アマチュアとして身分を失った選手が、その身分の回復を請願中にある時は、アマチュア選手として競技会に出場する事はできない。
- 4 アマチュア選手がデモンストレーションに出演する時は、出演願いを本法人に提出をしなければならない。その場合も必要経費以上の報酬を受けてはならない。

第26条 プロフェッショナル選手規程

- 1 プロフェッショナル選手の登録資格を取得した時より2年以内にプロダンスインストラクターの資格を取得しなければならない。
プロダンスインストラクターの資格を取得できないプロフェッショナル選手は理由書を本法人に提出し理事会の審議を得なければならない。
- 2 プロフェッショナル選手は、競技会の審査をしてはならない。
但し、アマチュア競技会に限り、届出の上、理事会の承認を得ればその限りではない。

第27条 海外遠征に於ける選手規程

- 1 海外の技術習得を目的とした留学又は、研修旅行。
海外で開催される国際的な競技会に出場を希望する者。
事前に本法人会長宛、文書により提出、理事会の審議を経て許可を得なければならない。
- 2 留学選手は、下記の条件を持つ者に限る。
 - (1) SA級又は、A級選手である事。
 - (2) 選手権の決勝に入賞している事。
 - (3) 期間が9ヶ月以上である事。

3 留学選手の特権

- (1) 留学期間中は昇降級規定の適用は受けない。
- (2) 帰国後直ちに如何なる選手権にも所定の手続きをすれば出場する事ができる。

4 研修旅行する選手の条件

- (1) 留学以外の選手。
- (2) 旅行期間中に於いても、競技規定の適用を受ける。

- 5 上記以外の事項については、本法人会長宛、文書をもって提出し、理事会の審議を受けなければならない。

第28条 ジュブナイル、ジュニア、ユース、シニア、グランド・シニア、スーパーシニア規程

- 1 ジュブナイル …… 12歳(12歳の誕生日)未満の男女、ジュニアまで出場可能。
フィガー及び服装規制あり。
- 2 ジュニア …… 12歳より16歳(16歳の誕生日)未満の男女、ユースまで出場可能。
- 3 ユース …… 16歳より19歳(19歳の誕生日)未満の男女、アマチュアまで、
出場可能。
- 4 シニア ……男女とも35歳以上のアマチュアに限る。
- 5 グランド・シニア…55歳以上のアマチュア男子、パートナーはアマチュアのみで年齢は
問わない。
- 6 スーパーシニア ……65歳以上の男子、パートナーの年齢は問わない。

付則 平成27年6月4日 理事会承認により改正